

## 埼玉県健康管理医選任要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県職員安全衛生管理規程（昭和61年埼玉県訓令第13号）第11条の規定に基づき、産業医（以下「健康管理医」という。）の選任等について必要な事項を定めるものとする。

(設置する機関)

第2条 健康管理医は、本庁及び地域機関に設置する。

(選任方法)

第3条 健康管理医は、労働安全衛生規則に規定する資格を有する医師のうちから、知事が委嘱契約に基づき委嘱する。ただし、当該所属所の職員に医師がいる場合は、当該医師のうちから知事が任命する。

(任期)

第4条 健康管理医の任期は、1年とする。ただし、補欠の健康管理医の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬等)

第5条 健康管理医（県職員の健康管理医を除く。）の報酬等は、当該医師との委嘱契約に基づき支払うものとする。

(事故時の補償)

第6条 健康管理医（県職員の健康管理医を除く。）が職務遂行中に生じた被災及び職務機関への往復による被災については、当該医師との委嘱契約に基づき補償するものとする。

(職務)

第7条 健康管理医は、次の各号に掲げる職務を職員健康支援課の保健師と連携して行うものとする。

### 一 職場の巡視

職員の健康障害を防止するため、作業方法及び衛生状態の点検を行うこと。

### 二 健康相談及び健康教育

職員の疾病を予防し、及び治療の促進を図るため、健康相談を行うとともに、健康の保持増進を図るため、健康教育を行うこと。

### 三 面接指導の実施

定期健康診断等における有所見者及び健康に不安のある者等に対し、面接指導を行うこと。

#### 四 所属長等に対する助言

職員の健康管理上必要があると認められる事項について、当該職員が所属する所属長に助言するとともに、必要に応じ衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者（以下「衛生管理者等」という。）に対して指導等を行うこと。

#### 五 所属長等に対する意見

面接指導の結果（健康診断等は有所見と診断された職員に係るものに限る。）に基づき、当該職員の健康を保持するために必要な措置について、所属長等から意見を求められた場合に、意見を述べること。

#### 六 安全衛生委員会、出先機関衛生委員会の委員として委員会に出席すること。

#### 七 前各号に掲げるもののほか、特に知事が必要と認める事項。

（健康相談等の対象者）

第8条 前条第二号に規定する健康相談及び健康教育並びに第三号に規定する事後指導及び助言の対象者は、次に掲げる者とする。

- 一 健康診断の結果要観察・要精検・要医療等で保健指導の必要な者
- 二 超過勤務時間が1箇月について80時間以上の者
- 三 超過勤務時間が2から6箇月平均で80時間を超える者
- 四 超過勤務時間が1箇月について45時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者
- 五 超過勤務により健康不安を申し出た者
- 六 健康管理医が保健指導を要すると認めた者
- 七 その他相談を希望する者

（服務上の取扱い）

第9条 前条第一号及び第六号に規定する健康相談等の対象者の服務上の取扱いは、職務命令とし、第七号に規定する者は職務専念義務免除とする。

（記録）

第10条 健康管理医は、第7条第五号に規定する職務を行ったときは、長時間労働にあつては[様式第2号](#)に、定期健康診断等にあつては健康診断個人票の医師の意見欄に記載し、当該所属長に提出するものとする。

2 健康管理医は、第7条に掲げる職務を行ったときは、その結果を様式第1号の健康相談等結果報告書に記載するとともに、長時間労働にあつては勤務状況及び疲労の蓄積の状況並びに心身の状況を、健康診断等にあつては相談内容を様式第2号に記録し、統括安全衛生管理者に提出するものとする。

3 様式第1号及び様式第2号は、職員健康支援課で5年間保管する。

(秘密の保護)

第11条 健康管理医、所属長及び衛生管理者等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(健康管理医に関する事務)

第12条 健康管理医に関する庶務は、総務部職員健康支援課において処理する。

2 健康管理医の職務活動に関する事務は、各所属所又は職員健康支援課が行うものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、統括安全衛生管理者が定める。

附 則

この要綱は、昭和60年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。